

政令番号 181 チオ尿素

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成21年度、農業以外）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県						9.3E+2	930.0	930.0
7	福島県		9.4E+4		94,000.0		1.1E+3	1,070.0	95,070.0
8	茨城県					2.0E+3	3.8E+4	39,800.0	39,800.0
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県					3.0E+1	1.8E+3	1,829.5	1,829.5
12	千葉県					5.0E-1	3.8E+4	38,001.3	38,001.3
13	東京都								
14	神奈川県					2.2E+1	4.5E+3	4,552.5	4,552.5
15	新潟県						2.9E+2	290.0	290.0
16	富山県		5.0E+0		5.0		5.0E+1	50.0	55.0
17	石川県								
18	福井県						5.8E+3	5,828.0	5,828.0
19	山梨県	3.7E+0			3.7		5.7E+4	57,000.0	57,003.7
20	長野県								
21	岐阜県						8.1E+2	810.0	810.0
22	静岡県		8.0E-1		0.8		2.4E+1	24.4	25.2
23	愛知県		1.9E+1		19.0		4.5E+3	4,455.0	4,474.0
24	三重県						3.9E+1	39.0	39.0
25	滋賀県					1.3E+0	3.8E+1	39.3	39.3
26	京都府								
27	大阪府					1.0E+3	5.2E+3	6,259.3	6,259.3
28	兵庫県		7.0E+1		70.0		2.2E+1	22.0	92.0
29	奈良県								
30	和歌山県						2.5E+0	2.5	2.5
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県						2.1E+3	2,100.0	2,100.0
34	広島県								
35	山口県		3.5E+2		350.0		1.2E+5	120,000.0	120,350.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県						1.0E+3	1,000.0	1,000.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県		7.6E+1		76.0		3.8E+4	37,600.0	37,676.0
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国		3.7E+0	9.5E+4		94,524.5	3.1E+3	3.2E+5	321,702.8	416,227.3

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。